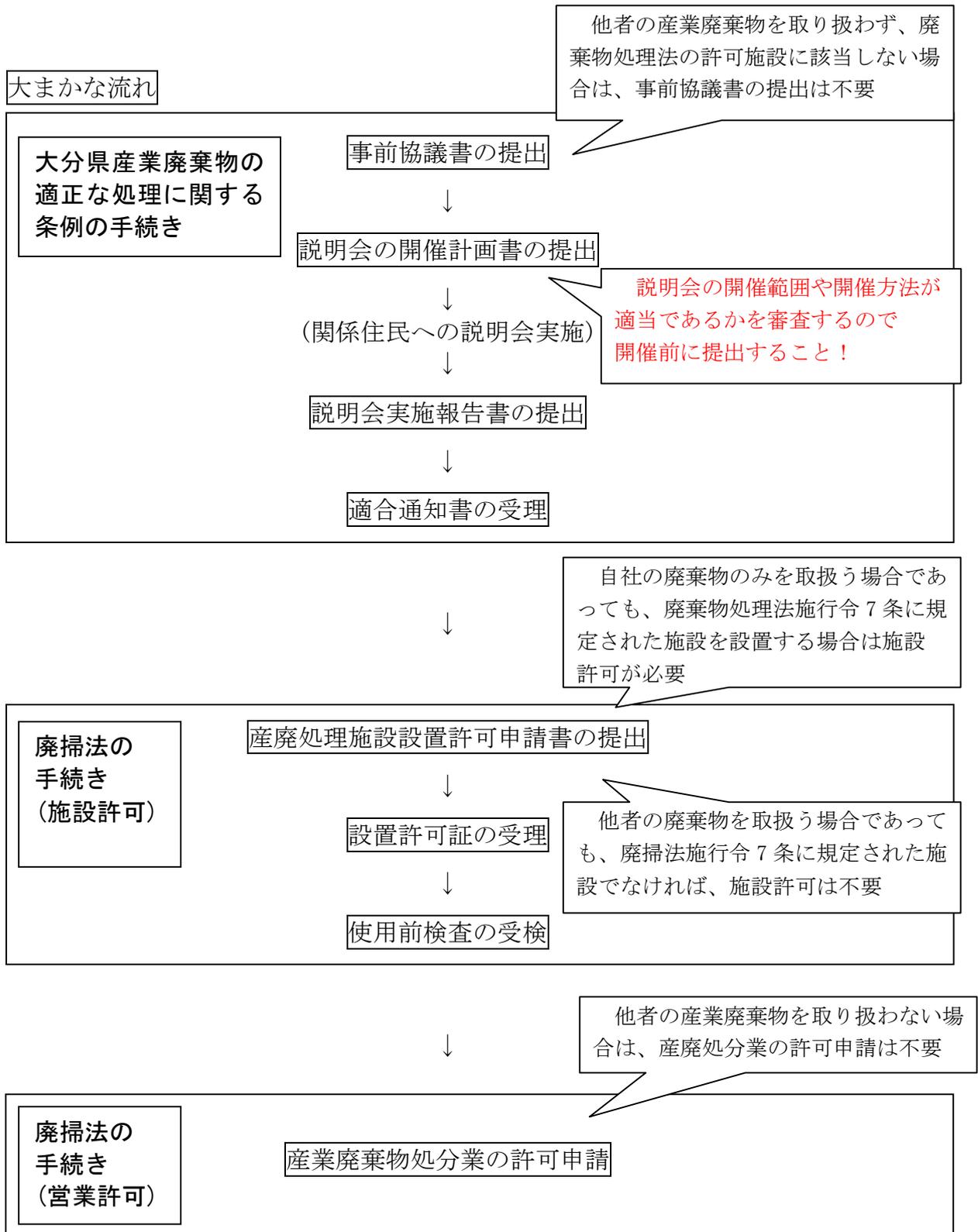


産業廃棄物処理施設設置等事前協議について

大分県内(大分市を除く)で、他者の産業廃棄物を処理するための施設を設置するためには、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第5条に基づいて、事前に所定の様式(条例施行規則第1号様式)により、大分県知事に協議を行った後、廃掃法の設置許可申請を行う必要があります。



参考：産業廃棄物処理施設の設置許可申請が必要な廃棄物処理施設一覧

根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条

条項	施設の類型	処理能力等
第1号	汚泥の脱水施設	<u>1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの</u>
第2号	汚泥の乾燥施設	(天日乾燥施設以外) <u>1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの</u>
		(天日乾燥施設) <u>1日当たりの処理能力が100m³を超えるもの</u>
第3号	汚泥の焼却施設 (※ PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。)	(イ) <u>1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの</u> (ロ) <u>1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</u> (ハ) <u>火格子面積が2m²以上のもの</u>
第4号	廃油の油水分離施設	<u>1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの</u> (※ 海洋汚染防止法の廃油処理施設を除く)
第5号	廃油の焼却施設	(イ) <u>1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの</u> (ロ) <u>1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</u> (ハ) <u>火格子面積が2m²以上のもの</u> (※ 海洋汚染防止法の廃油処理施設を除く)
第6号	廃酸・廃アルカリの中和施設	<u>1日当たりの処理能力が50m³を超えるもの</u>
第7号	廃プラスチック類の破碎施設	<u>1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの</u>
第8号	廃プラスチック類の焼却施設 (※ PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。)	(イ) <u>1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの</u> (ロ) <u>火格子面積が2m²以上のもの</u>
第8号の2	木くずの破碎施設 がれき類の破碎施設	<u>1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの</u>
第9号	別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類(いわゆる有害物質)を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設が対象(裾切り要件なし)
第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
第10号の2	廃水銀等の硫化施設	
第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	

条項	施設の類型	処理能力等
第 11 号 の 2	廃石綿等又は石綿含有 産業廃棄物の熔融施設	すべての施設が対象(裾切り要件なし)
第 12 号	廃 PCB、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	
第 12 号 の 2	廃 PCB(PCB 汚染物に塗 布され、染み込み、付 着し、又は封入された PCB を含む。)又は PCB 処理物の分解施設	
第 13 号	PCB 汚染物又は PCB 処 理物の洗浄施設・分離 施設	
第 13 号 の 2	産業廃棄物の焼却施設	(イ) <u>1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上</u> の もの (ロ) <u>火格子面積が 2m²以上</u> のもの
第 14 号	産業廃棄物の 最終処分場	すべての施設が対象(裾切り要件なし)

参考：産業廃棄物処理施設の設置許可申請が必要ではない施設の例

名称	施設の概要(例)	施設の具体例
破砕施設	(1) 木くず、廃プラスチック類、がれき 類の破砕機のうち、1 日の処理能力が 5 トン以下のもの (2) 木くず、廃プラスチック類、がれき 類以外の廃棄物の破砕機	金属くずの破砕施設
選別施設	ベルトコンベアー等で混合廃棄物を 選別する施設	ベルトコンベアー + 廃棄物保管場所
圧縮・固化施設	廃プラスチック類や木くずを原料に して RPF 等を製造する施設	
圧縮・梱包施設	廃プラスチック類や紙くず等に圧力 をかけて体積を減らし、梱包する施設	
減容施設	廃プラスチック類に熱や圧力を加え て、体積を減らす施設	発泡スチロールの 減容施設
混合施設	ある目的をもって、廃棄物を一定の比 率で混ぜ合わせる施設	
発酵施設 (堆肥化施設)	動物のふん尿やバーク等を原料とし て、堆肥を製造する施設	
発酵施設 (飼料化施設)	動植物性残さや食品廃液等を原料と して、飼料を製造する施設	

産業廃棄物処理施設等設置事前協議必要書類一覧表

【必要資料一覧表：許可対象施設を設置する場合】

	必要書類の名称	備考	チェック欄
	産業廃棄物処理施設等設置事前協議書(第1号様式)		
1	当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	カタログの写し等	
2	周囲の地形、地質、地下水の状況を明らかにする書類・図面	最終処分場を設置する場合のみ必要	
3	処理工程図		
4	付近の見取図		
5	施設の設置・維持管理に要する資金の総額と、その資金の調達方法を記載した書類		
6	直前3年分の各事業年度の (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書	協議者が法人の場合 (※個人の場合は不要)	
8	法人の登記事項証明書		
7	資産に関する調書	協議者が個人の場合 (※法人の場合は不要)	
9	住民票の写し		
10	申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し		
11	当該産業廃棄物処理施設の敷地の使用権原を証する書類	・字図 ・土地の登記事項証明書 借地の場合は使用承諾書等	
12	産業廃棄物処理施設の周辺地域の利水状況、土地利用状況、公共施設等の状況を記載した書類	以下の状況を地図上に記載した書類 ・水道施設の水源の位置 ・農業用水路やため池の位置 ・住宅、学校、病院等の位置 ・周辺道路の使用状況等	
	産業廃棄物処理施設の設置に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査項目を記載した書類	どの項目について生活環境影響評価を行うかを記載 評価を行わない項目はその理由を記載 (※ 評価は許可申請時に実施する)	

13	最終処分場にあつては、供用開始から埋立処分終了までの間の県外からの産業廃棄物の受入量及び県内からの産業廃棄物の受入量の予定を記載した書類並びにその予定により安定的に経営できることを明らかにする長期財務計画書	最終処分場を設置する場合のみ必要	
14	その他、知事が必要と認める書類		

産業廃棄物処理施設等設置事前協議必要書類一覧表

【必要資料一覧表：許可対象施設以外の施設を設置する場合】

	必要書類の名称	備考	チェック欄
	産業廃棄物処理施設等設置事前協議書(第1号様式)		
1	当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	カタログの写し等	
3	処理工程図		
4	付近の見取図		
5	施設の設置・維持管理に要する資金の総額と、その資金の調達方法を記載した書類		
8	法人の登記事項証明書	協議者が法人の場合 (※個人の場合は不要)	
9	住民票の写し	協議者が個人の場合 (※法人の場合は不要)	
10	申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し		
11	当該産業廃棄物処理施設の敷地の使用権原を証する書類	・字図 ・土地の登記事項証明書、 借地の場合は使用承諾書等	
14	その他、知事が必要と認める書類		

協議書記載例

第1号様式（第3条・第8条関係）

産業廃棄物処理施設等設置事前協議書

知事名を記入

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

提出日の日付を記入

平成29年5月31日

法人の場合 → 登記事項証明書に記載された本店の住所
 個人の場合 → 住民票に記載された住所

住所 大分県大分市大手町3丁目1番1号

法人の場合 → 登記事項証明書に記載された「法人の名称」と「代表者の役職」「氏名」を記入
 個人の場合 → 住民票に記載された氏名を記入

氏名 花咲株式会社
 代表取締役 盛野 隅三
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名、



電話番号 097-506-3135

連絡がとれる電話番号を記載

許可対象施設は第5条第1項、それ以外は第9条第1項目

下記のとおり、産業廃棄物処理施設等の設置を行いたいので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第5条第1項（~~条例第9条第1項~~）の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

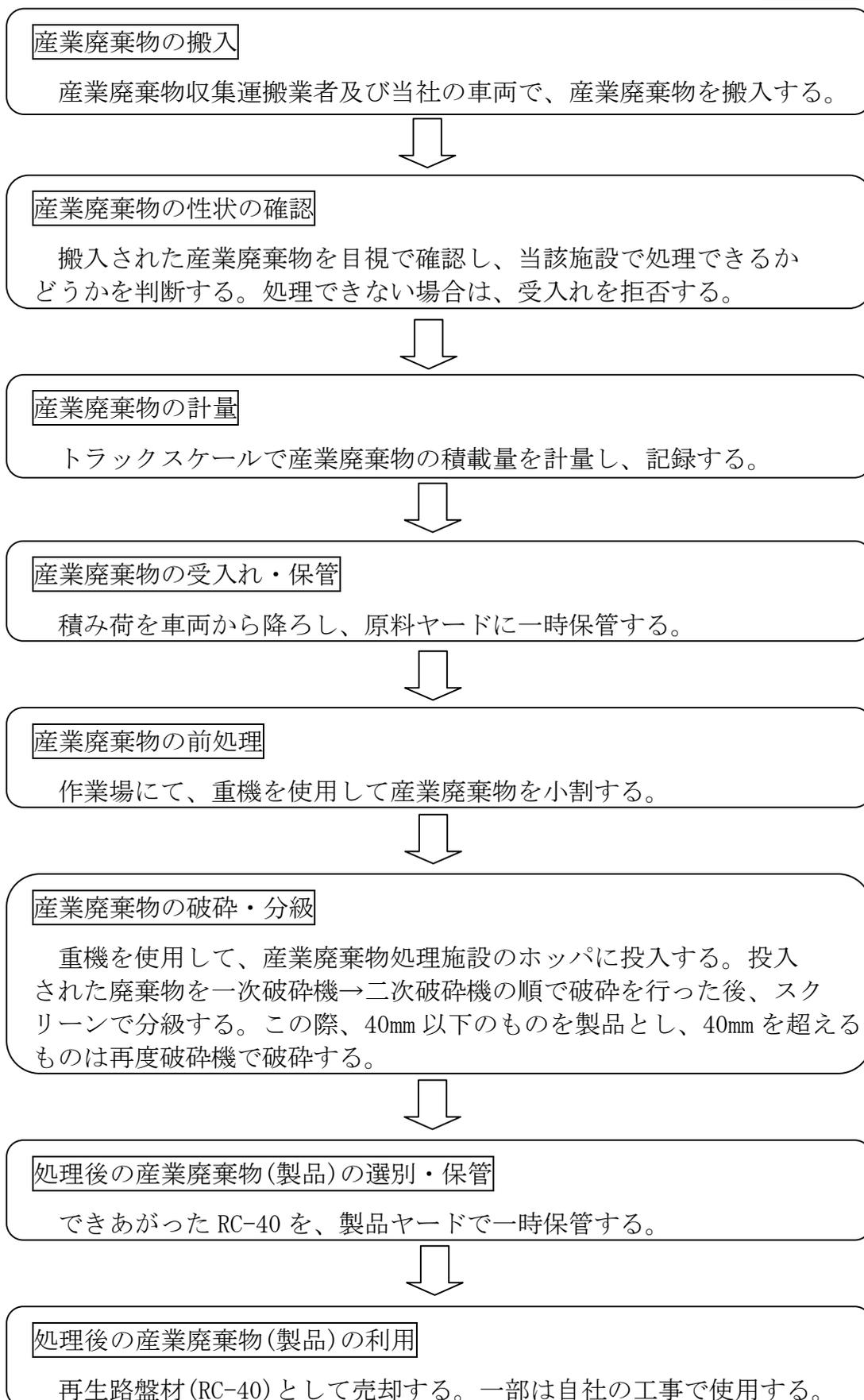
<p>(1) 産業廃棄物処理施設等の設置の場所</p>	<p>大分県大分市大手町3丁目1番</p> <p>原則として土地の登記事項証明書に記載された地番を記入。住居表示されている場合は、住居表示でも可。</p>
<p>(2) 産業廃棄物処理施設等の種類</p> <p>廃掃法施行令の根拠条文を記入</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2 がれき類の破碎施設(固定式)</p> <p>(産業廃棄物処理施設に該当する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の根拠条文)</p>
<p>(3) 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類及び受入れ対象地域</p>	<p>産業廃棄物の種類</p> <p>がれき類</p> <p>施設で処理する産業廃棄物の種類を記入</p> <p>受入れ対象地域</p> <p>大分県一円</p>
<p>(4) 産業廃棄物処理施設等の処理能力</p> <p>処理能力の算定根拠を別途、添付してください。</p>	<p>面積 m^2 / 日 () 時間 m^3 / 時間</p> <p>埋立容量 t / 日 (8) 時間 $100 t$ / 時間</p> <p>処理能力の算定式</p> <p>別添のとおり</p> <p>破碎施設の場合はトンで記載すること。稼働時間が8時間未満の場合は、8時間あたりの処理能力を記載</p>

(第1面)

協議書記載例

(5) △産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設等の位置	大分県大分市大手町3丁目1番 詳細は、別添1の「施設配置図」のとおり
	産業廃棄物処理施設等の処理方法	ホッパにがれき類を投入 → 一次クラッシャーで破砕 → 二次クラッシャーで破砕 → スクリーンで分級 → 再生路盤材(0~40mm)として出荷 詳細は、別添2の「処理フロー図」のとおり
	産業廃棄物処理施設等の構造及び設備	一次クラッシャー ○○○ 二次クラッシャー ××× スクリーン 網目は40mm 詳細は別添3の「平面図」「立面図」「断面図」「構造図」「カタログ」のとおり
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	破砕施設から排ガスは発生しない。 粉じん防止のために、少量の水道水を散水する。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項	破砕施設から排ガスは発生しない。 散水には水道水を使用し、沈砂池を通して排水するため、周辺河川等に与える影響は軽微であると思われることから、環境保全目標値は設定しない。
	その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項	別添4のとおり
(6) △産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	破砕施設から排ガスは発生しない。 散水には水道水を使用し、沈砂池を通して排水するため、周辺河川等に与える影響は軽微であると思われることから、環境保全目標値は設定しない。
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当なし
	その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項	別添5のとおり
(7) △災害防止のための計画（産業廃棄物最終処分場等）	産業廃棄物の中間処理施設であるため、該当なし	
(8) △土地利用の規制等に関する法令等の対応状況	別添6の「土地利用の規制等に関する法令等の対応状況」のとおり	
備考		
<p>1 産業廃棄物処理施設等の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。</p> <p>2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設等の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</p> <p>3 すべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>4 汚泥等又は焼却灰等の処分方法は、該当がある場合に記入すること。</p> <p>5 設置しようとする産業廃棄物処理施設等の設置の場所を所管する保健所へ2部提出すること。</p>		

(第2面)



別添 4 産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項

様式例

産業廃棄物処理施設の技術上の基準に関する適合状況は、以下のとおり。

【共通基準】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条

条項	技術上の基準	対応状況
第 1 号	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
第 3 号	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
第 4 号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
第 5 号	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
第 6 号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
第 7 号	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	

【個別基準：がれき類の破碎施設】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 2

条項	技術上の基準	対応状況
第 9 号	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	

別添 5 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項

様式例

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項は、以下のとおり。

【共通基準】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 6

条項	維持管理の基準	対応状況
第 1 号	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
第 2 号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
第 3 号	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
第 4 号	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
第 5 号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
第 6 号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
第 7 号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
第 8 号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	
第 9 号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	

【個別基準：がれき類の破碎施設】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7

条項	技術上の基準	対応状況
第 9 号	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

別添6

土地利用の規制等に関する法令等の対応状況(記載例)

番号	関係法令	適用項目	確認結果	確認部署	確認日
1	大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置届(第6条)	要・不要	環境保全課	H29.4.21
2	水質汚濁防止法	特定施設の設置届(第5条)	要・不要	環境保全課	H29.4.21
3	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設の設置許可(第5条)	要・不要	環境保全課	H29.4.21
4	騒音規制法	特定施設の設置届(第6条)	要・不要	〇〇市環境課	H29.4.26
5	振動規制法	特定施設の設置届(第6条)	要・不要	〇〇市環境課	H29.4.26
5-1	土壤汚染対策法	要措置区域の指定(第6条)	指定区域 内・外	環境保全課	H29.4.21
6	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設の設置届(第12条)	要・不要	環境保全課	H29.4.21
7	大分県生活環境の保全等に関する条例	特定工場の設置(第8条)	要・不要	環境保全課	H29.4.21
7-1	大分県環境影響評価条例	環境影響評価実施計画書の作成(第5条)	要・不要	環境保全課	H29.4.21
8	建築基準法	建築確認(6条)	要・不要	土木事務所	H29.4.14
		位置の指定(51条)	要・不要	土木事務所	H29.4.14
		工作物の設置(88条)	要・不要	土木事務所	H29.4.14
9	消防法	市町村条例による届出	要・不要	〇〇市消防本部	H29.4.28
		危険物製造所等の許可(11条)	要・不要	〇〇市消防本部	H29.4.28
10	公有水面埋立法	埋立免許(2条)	要・不要	土木事務所	H29.4.14
11	都市計画法	都市計画区域の指定(5条)	地域区域内・外	都市・まちづくり推進課長	H29.4.21
		市街化区域市街化調整区域(7条)	要・不要	都市・まちづくり推進課長	H29.4.21
		用途地域(8条)	指定・無指定	都市・まちづくり推進課長	H29.4.21
11-1	生産緑地法	生産緑地	指定・無指定	都市・まちづくり推進課長	H29.4.21
12	農地法	農地転用3条許可	指定区域 内・外	農地活用・集落営農課	H29.4.21
		農地転用4条許可	指定区域 内・外	農地活用・集落営農課	H29.4.21
		農地転用5条許可	指定区域 内・外	農地活用・集落営農課	H29.4.21
13	森林法	地域森林計画地域(5条)	指定区域 内・外	森林保全課	H29.4.21
		保安林の指定	指定区域 内・外	森林保全課	H29.4.21
14	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の指定(4条)	指定区域 内・外	農地活用・集落営農課	H29.4.21
15	自然公園法	特別地域の指定(17条)	指定区域 内・外	自然保護推進室	H29.4.21
		普通地域の指定(20条)	指定区域 内・外	自然保護推進室	H29.4.21
16	大分県自然公園条例	特別地域の指定(13条)	指定区域 内・外	自然保護推進室	H29.4.21
		普通地域の指定(15条)	指定区域 内・外	自然保護推進室	H29.4.21
17	大分県自然環境保全条例	特別地域の指定(5条)	指定区域 内・外	自然保護推進室	H29.4.21
		普通地域の指定(8条)	指定区域 内・外	自然保護推進室	H29.4.21
17-1	大分県沿道の景観保全等に関する条例	地区の指定(7条)	指定区域 内・外	景観自然室	H29.4.21
18	文化財保護法	現状の変更制限(45条)	指定区域 内・外	大分県教育委員会	H29.4.21
18-1	大分県文化財保護条例	現状の変更制限(39条)	指定区域 内・外	大分県教育委員会	H29.4.21
19	河川法	河川保全区域内の行為(56条)	指定区域 内・外	土木事務所	H29.4.14
20	海岸法	海岸保全地域の指定(3条)	指定区域 内・外	土木事務所	H29.4.14
21	地滑り防止法	地滑り防止区域の指定(8条)	指定区域 内・外	土木事務所	H29.4.14
22	砂防法	砂防区域の指定(2条)	指定区域 内・外	土木事務所	H29.4.14
23	急傾斜地崩壊による災害防止に関する法	急傾斜地地域危険区域の指定(8条)	指定区域 内・外	土木事務所	H29.4.14
24	国土利用計画法	規制地域の指定(12条)	必要 有 無	都市・まちづくり推進課長	H29.4.28
25	都市計画法	開発行為の許可(29条)	必要 有 無	都市・まちづくり推進課長	H29.4.28
26	道路法	道路工事施工承認の申請(24条)	必要 有 無	土木事務所	H29.4.28
27	大分県環境緑化条例	緑化地域の指定(13条・24条)	必要 有 無	森との共生推進室	H29.4.21
28	里道の権利関係		有 無	〇〇市▲▲課	H29.4.26
29	水路の権利関係		有 無	〇〇市△△課	H29.4.26
30	環境保全条例		有 無	〇〇市環境課	H29.4.26
31	史跡等環境保存条例	地区の指定	有 無	〇〇市文化資源課	H29.4.26
32	自然環境保護条例	地区の指定	有 無	〇〇市環境課	H29.4.26
34	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律	捕獲等の許可(10条)	要・不要	自然保護推進室	H29.4.21
35	悪臭防止法	規制地域(5条)	有 無	〇〇市環境課	H29.4.26
36	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	特定事業の許可(9条)	要・不要	環境保全課	H29.4.26
37	浄化槽法	設置等の届出(5条)	要・不要	保健所	H29.4.26
38	地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガス算定排出量の報告(21条の2)	要・不要	うつくし作戦推進課	H29.4.21
39	エネルギーの使用の合理化に関する法律	特定事業者の指定(7条)	有 無	九州経済産業局	H29.4.21